

庄原市行政評価シート

平成 24 年度評価

最終承認	全庁会議	外部評価	市民意見聴取	企画課確認	担当課評価	
		審議済	募集済	確認済	評価済	

平成24年度試行回数 実施期間 平成 17 年度 ~ 平成 年度 (終期の設定のない場合は、終期を空白)

事務事業名	自治振興区振興交付金・特別振興交付金	担当課	自治振興課
		記入担当者	中村 学

長期 総合 計画	大コード	01	協働の力で笑顔が輝くまちづくり(自治・協働)			
	中コード	01	協働のまちづくり			
	小コード	01	市民の自治活動の推進			
予算 事業	会計	01	一般会計	目	07	自治振興費
	款	02	総務費	事業	0401	自治振興事業
	項	01	総務管理費			

事業の対象者	自治振興区
根拠法令	庄原市自治振興区振興交付金交付要綱(平成17年庄原市告示第6号)

実施目的	自治振興区の運営を支援するとともに、住民自治システムの確立を推進するため。
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/industry/jichishinko/post-71.html
実施手段	自治振興区振興交付金:自治振興区の運営、維持及び管理等に充てられる経費を交付する。 自治振興区特別振興交付金:自治振興センターの指定管理業務を受託した自治振興区に対し、区長及び副区長(同等の役職を含む。)の報酬並びに統括職員及び事務職員の人件費に係る経費を特別振興交付金として交付する。
事業の 制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ●自治振興区振興交付金・均等割:当該年度の予算総額に4/10を乗じて、7地区(旧市町)で除した額・人口割:当該年度の予算総額から均等割額合計額を控除した額を補正人口(人口に下記補正率を掛けたもの)合計で除し、各地区(旧市町)の補正人口を乗じた額・人口補正率 庄原1.00 西城1.45 東城1.15 口和1.45 高野1.45 比和1.60 総領1.60 ●自治振興区特別振興交付金 区長及び副区長(同等の役職を含む。)の報酬並びに統括職員及び事務職員の人件費に係る経費

(年次計画)

	計 画	実 績
全体 計画		
平成 22 年度		振興交付金 119,991千円 特別振興交付金 63,149千円
平成 23 年度		振興交付金 119,945千円 特別振興交付金 97,204千円
平成 24 年度		振興交付金 119,997千円 特別振興交付金 114,040千円
平成 25 年度		
平成 26 年度		

現状と課題	当面の自治振興区再編も完了し、交付金の交付総額、算定(配分)基準の見直しを検討する時期にあるため。 ・各地区(旧市町)で異なる補正率の取り扱い・算定方法について、人口及び均等割から実態に即した算定へ転換の検討
前回の評価を受けて改善を行った事項	

事務事業名	自治振興区振興交付金・特別振興交付金	担当課	自治振興課 中村 学
-------	--------------------	-----	---------------

(インプット指標) 投入量

(千円)

計 画	基準値	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	合計	備考
事業費内訳							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
事業費計	0	0	0	0	0	0	0	
財源	国県補助金						0	
	地方債						0	
	その他						0	
	一般財源	0	0	0	0	0	0	

実 績	基準値	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	合計	備考
事業費内訳	振興交付金		119,991	119,945	119,997		359,933	
	特別交付金		63,149	97,204	114,040		274,393	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
事業費計	0	183,140	217,149	234,037	0	0	634,326	
財源	国県補助金						0	
	地方債						0	
	その他						0	
	一般財源	0	183,140	217,149	234,037	0	0	634,326

(アウトプット指標) 実績

NO.	指標名称	単位	基準値	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	合計
指標 1	振興交付金交付件数	目標	件						0
		実績		74	49	31			154
指標 2	振興交付金交付額	目標	千円						0
		実績		183,140	217,149	234,037			634,326
指標 3		目標							0
		実績							0
指標・目標の設定基準									

(アウトカム指標) 成果

NO.	指標名称	単位	基準値	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	合計
指標 1	市民満足度	目標	%						0
		実績		16.6		26.8			26.8
指標 2		目標							0
		実績							0
指標 3		目標							0
		実績							0
指標・目標の設定基準		基準値の満足度は、平成17年度実施の長期総合計画策定にかかる市民アンケートにおける「自治振興区の活動体制や活動状況」満足度							

事務事業名		自治振興区振興交付金・特別振興交付金			担当課	自治振興課 中村 学					
分析シート											
分析項目		全庁分析	外部分析	市民意見	担当課分析	上段:市民意見 下段:評価委員の分布					
必要性			B	B	A	市民意見 A:5 B:6 C:3 D:0 E:0 評価委員 A:1 B:2 C:0 D:0 E:0					
詳細	協働の相手方である自治振興区の運営を支援することにより、地域づくり活動を推進する必要がある。										
S	国・県の法令等(市条例を除く。)により実施する義務がある。(個別規定による努力義務規定を含む。)										
A	市民生活に不可欠な事業である。又は市民の安全安心に関わる事業である。										
B	市民の生活維持に必要又は行政内部処理上、必要な事業である。										
C	市民生活に直接の影響はないが、市の発展に寄与する事業である。又はどちらともいえない。										
D	この事業を終了しても市民生活に、重大な支障は生じない。										
E	この事業を終了しても市民生活に、支障は生じない。又は必要が極めて薄い事業である。										
認知度			C	B	B	内容も詳しく知っている	3	制度があることは知っている	10	制度の存在も知らない	1
詳細	自治振興区の維持運営、事業展開の上で必要とされている。										
A	事業対象者以外の市民にも広く制度内容が認知されている。										
B	Cの要件かつ事業対象者には、正確に認知されている。										
C	事業対象者以外の市民が詳しい内容は認知されていないが、制度があることは認知している。										
D	事業対象者の一部にしか認知されていない。										
E	ほとんど認知されていない。										
有効性			C		B	市民意見 意見聴取なし 評価委員 A:0 B:1 C:1 D:0 E:1					
詳細	地域課題の解決に向け、各自治振興区が地域振興計画に基づき事業に取り組んでいる。										
A	最終目標を達成するため、改善の余地がないほど有効性のある事業である。										
B	市民に対し、具体的な説明ができるような成果があがっている。										
C	一定の効果はあり、今後も有効性が保てる事業である。										
D	時勢の変化により、有効性が薄れてきている。又は他の実施手法を含め検討する必要がある。										
E	直ちに改善又は他の実施手法を検討する必要がある。										
受益者満足度			C	C	D	市民意見 A:0 B:4 C:4 D:1 E:0 評価委員 A:0 B:1 C:2 D:0 E:0					
詳細	振興交付金の配分基準、特別振興交付金の積算基準について見直し要望がある。										
A	受益者(利用者)は、十分に満足している。										
B	受益者(利用者)は、おおむね満足している。										
C	どちらともいえない。										
D	受益者(利用者)は、どちらかといえば不満がある。										
E	受益者(利用者)に、不満(利用者からの改善要望)がある。										
市民(納税者)納得度			D	D	C	市民意見 A:3 B:1 C:3 D:6 E:1 評価委員 A:0 B:0 C:1 D:2 E:0					
※コスト・効率性・受益者負担・サービス過大の視点から、受益者以外の市民が納得しうる事業であるかを分析すること。											
詳細	協働の相手方である自治振興区の運営支援及び地域づくり活動を推進する上で必要であるが、区民全てが納得し得るとはいえない。										
A	受益者以外の納税者も十分納得できる事業である。										
B	住民ニーズに適合し、かつ、コスト・効率性・受益者負担・サービス内容の見直しを検討する余地がない。										
C	どちらともいえない。										
D	コスト・効率性・受益者負担・サービス内容の見直しを検討する余地はあるが、住民ニーズに適合した事業である。										
E	受益者以外の納税者には納得が得られない内容である。										
代替性			C		B	市民意見 意見聴取なし 評価委員 A:0 B:1 C:2 D:0 E:0					
詳細	収益性が見込めないため、民間で実施は難しい。										
A	国・県の法令又は市の条例(規則等を除く。)により市が直接実施することが義務付けられている。										
B	収益性や技術面の観点から民間で実施することが難しく、かつ、公共性が著しく高い。										
C	協働(委託を含む。)を模索する余地がない。(既に協働済みを含む。)又は、収益性等から民間で実施することが難しい。										
D	民間での実施も可能であるが、市が関与(監督、指導等)をしないと、問題が発生する可能性がある。										
E	市以外の主体が実施又は市以外の主体と協働することが適当である。										
まちづくり基本条例			C		A	市民意見 意見聴取なし 評価委員 A:1 B:0 C:0 D:2 E:0					
詳細	協働の相手方である自治振興区がまちづくり基本条例を具現化する上で必要な事業である。										
※まちづくりの基本原則「参画の原則」、「協働の原則」、「情報共有の原則」、「人権尊重の原則」、「男女協働参画の原則」											
詳細欄には、基本条例の基本原則に沿っていない項目とその理由(例:男女協働参画の原則 女性の意見が反映されていない)を記入											
A	まちづくりの基本原則 5つすべての原則に沿った事業である。または、基本条例を具現化する事業である。										
B	まちづくり基本条例の趣旨に沿った事業である。										
C	どちらともいえない(内部事務事業など)										
D	まちづくり基本条例の趣旨に沿っていない部分がある。										
E	まちづくりの基本原則に沿っていない事項がある。										
最終分析	必要性	B	市民の生活維持に必要又は行政内部処理上、必要な事業である。								
	認知度	C	事業対象者以外の市民が詳しい内容は認知されていないが、制度があることは認知している。								
	有効性	C	一定の効果はあり、今後も有効性が保てる事業である。								
	受益者満足度	C	どちらともいえない。								
	納税者納得度	D	コスト・効率性・受益者負担・サービス内容の見直しを検討する余地はあるが、住民ニーズに適合した事業である。								
	代替性	C	協働(委託を含む。)を模索する余地がない。(既に協働済みを含む。)又は、収益性等から民間で実施することが難しい。								
	まちづくり基本条例	C	どちらともいえない(内部事務事業など)								

事務事業名		自治振興区振興交付金・特別振興交付金			担当課		自治振興課 中村 学	
評価シート								
担当課評価			事業見直し			➡ 交付算定基準		
評価 詳細	算定の方法の見直し							
理由	自治振興のためにはかかせない事業であり、自治振興区の基盤は整備されたばかりであるため、今後もなんらかの手法で支援が必要である。振興交付金の算定については、一人当たりの交付金額に相当な差があることから、算定の方法の見直しの時期が到来している。							
市民意見(プラモニ)		※市民意見は、意見数集計のみを評価とします。(プラモニ全体の意見としての評価はありません。)						
意見数集計	現行どおり	拡充して実施	事業縮小	事業廃止	事業見直し	協働を模索		
	1	5	3		5			
評価 詳細	<ul style="list-style-type: none"> 拡大して実施の意味は、単に交付金を増やせではなく、人口減少のスピードが増加するスピードより速いので人口割では私たちの地域は不利だと思います。【事業を拡大して実施と回答された方の意見 1名】 							
主な 意見	<ul style="list-style-type: none"> 現状では最適ではないかと思う。 無駄な事業をしているケースも見かける。 各自治会への交付金も含まれるんだと思いますが、年々交付金が減少していくので不満です。 一部の役員が予算を動かしているきらいがある。 本当に必要なところにお金が行く仕組みづくり 補助金があって、各地域の事業があるようで、配分や額についても検討の余地はありだと考える。 交付金の検証が必要。行政は出しっぱなし受益者は使いっぱなし。結果はどうでもよい。 自治振興区の活動がみえない。本当に活かされているのか。 各自治振興区からの提案型の事業展開検討の余地あり。 自治振興区の活動状況に応じ、住民負担が過大にならないよう配慮が必要 旧態依然とした活動ばかりで、一部のひとだけの自己満足の事業がある。 交付金の算定の見直しによりさらに効果的な事業として拡大すべき。 時代に合ったサービスや資金交付を行っていく必要があると考えられる。 地域の活性化を考えると必要と思われるが、交付の内容について疑問がある。 出された案をとりあえず実行し、庄原市が得意とする自治振興のあり方を模索し続けていくために、資金、また、マンパワーが必要であると考える。 一定額を無条件に交付する事に違和感がある。住民一人に対して平等に交付というのにも違和感がある。本来ならば自治振興区ごとに地域のことを考え企画提案とともに予算を求めて、必要な額を交付すべきだと思う。せっかく意義のある予算でも満足度の低さは事業への批判につながると思う。また過去3年で振興交付金はほぼ横ばいなのに対して特別振興交付金は2倍近くまで増えている点も気になる。このコストの詳細が出ていない。 							
外部評価委員会			事業見直し			➡		
※外部評価は、各委員の評価をまとめて、最終的に委員会の評価として総括したものであり、最も多い評価とするものではありません。								
意見数集計	現行どおり	拡充して実施	事業縮小	事業廃止	事業見直し	協働を模索		
					3			
総括 意見	<p>「住民自治組織である自治振興区のあり方と行政との関係、役割分担について再検討されたい。その上で自治振興区に対する補助金のあり方、補助対象事業の明確化等について他の自治体の取り組みも参考にしながら事業全体を再検討されるよう望みます。当面、次の個別事項について検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口補正率を見直すこと 自治会への配分のあり方をルール化すること 人件費や運営費補助の是非、補助対象活動の範囲について整理すること 公費補助の原則から常に用途を明確にすること <p>また関連事項として、自治振興区に交付される他の補助金、委託料等を全体的に整理し、自治振興区の事業、交付総額の明確化と事務の効率化につながる制度設計を検討されたい。</p>							
主な 意見	見 縮 小 し	<ul style="list-style-type: none"> 住民自治組織は本来自主運営が原則であり、行政の支援は事業補助に限定すべきではないか。特に区長、副区長、事務局の高額な人件費補助は県下の市町にもほとんど例はなく、自治振興区が行政の補完的位置付けを担っており、正に第2の市役所となっている。今一度、まちづくり基本条例の趣旨(住民自治)に則り、住民と行政の役割、守備範囲を再検討し、交付金、補助金のあり方を見直すべきと思う。 自治振興区の活動は、これからの住民福祉の基盤となる活動であり、自治振興区の活動そのものの評価だけでなく、福祉的機能も重要視されるとよい。評価そのものは「事業内容見直し」としたが、ただ単に交付金縮減の意味ではなく、交付金総額が増加したとしても、充実した活動をする地域組織には積極的な支援を行うべき。活動そのものが住民参加・理解が進むよう、可能な限り活動の「可視(見える)化」「共有化」が図られるとよい。これにより、(固定化された)一部の人たちの運営でなく、幅広い世代の積極的な活動を促したい。 合併時に設定された、補正率については、現状把握を行い検討すべき。地域で知恵を出して、積極的に活動する組織にはそれだけの「支援」が必要。活動に応じた(財政)支援ができる仕組みを講じるべき。 事業の性格上、補助金自体の廃止とは言えないが、まちづくり基本条例や他市の状況を鑑みても運営費補助の割合を2～3割削減し、その分を各自治振興区からの地域課題解決のための独自事業の提案による事業補助金にシフトしていくべきではないか？ 						